

○ (仮称) 帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針 (原案) 素案との対照表

ページ	原案	素案
P1	<p><b>第1章 基本方針策定にあたって</b></p> <p><b>1 策定の趣旨</b></p> <p>しかしながら、この間、文部科学省より、平成27年1月に、新たな公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等の考え方が示されたこと、また、本市が進めてきているエリア・ファミリーによる小中連携、地域ぐるみで学校支援を行う「こども学校応援地域基金プロジェクト」など、<u>教育を取り巻く環境が変化してきたことから、これらを踏まえた対応が必要となりました。</u></p> <p>このため、～(省略)「(仮称)帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)」を策定することとしました。</p>	<p><b>I 基本方針策定にあたって</b></p> <p><b>1 策定の趣旨</b></p> <p>しかしながら、この間、教育を取り巻く環境が変化してきたことや平成27年1月に文部科学省より、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等の考え方が示されたこと、また、本市が進めてきているエリア・ファミリーによる小中連携、地域ぐるみで学校支援を行う「こども学校応援地域基金プロジェクト」なども踏まえた対応が必要となりました。</p> <p>このため、～(省略)「帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)」を策定することとしました。</p>
P2	<p><b>2 基本方針の位置付け</b></p> <p>基本方針は、各種計画等における小中学校の<u>適正規模の確保等に関する</u>基本的な考え方を示すものです。</p> <p>今後は、基本方針で示す「学校規模の適正化」の<u>取り組み</u>に基づき、配慮すべき事項を加味した全市的な学校規模の適正化に関わる計画を策定します。</p> <div data-bbox="235 1225 1064 1300" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">(仮称)帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針</div>	<p><b>2 基本方針の位置付け</b></p> <p>基本方針は、各種計画等における小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方を示すものです。</p> <p>今後は、基本方針で示す「学校規模の適正化」に基づき、配慮すべき事項を加味した全市的な学校規模の適正化に関わる計画を策定します。</p> <div data-bbox="1191 1225 1989 1300" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針</div>

P2 \*<sup>3</sup>帯広市教育基本計画……帯広市の教育・文化・スポーツに関する基本的な指針で、第六期総合計画の分野計画であり、教育基本法で規定されている、教育の振興のための施策に関する基本的な計画。

P3 **第2章 市立小中学校を取り巻く現状**

また、中学校では、昭和 62 年度のピーク時において、通常学級 12 学級以上の学校が 14 校中 10 校 (71.4%) ありましたが、平成 28 年度には、14 校中 5 校 (35.7%) となり、学校の小規模化が進んでいます。

P4 【図表 2：小学校の規模等】

区 分		平成 8 年度	平成 18 年度	平成 28 年度
学校数 (校)		25	26	26
学級数 (学級)		396	360	368
	うち特別支援学級数 (学級)	16	34	98
通常学級	1～5 学級 (校)	2	3	2
	6～11 学級 (校)	3	5	11
	12～18 学級 (校)	15	17	12
	19～24 学級 (校)	3	—	1
	25 学級以上 (校)	2	1	—

※平成 18 年度までの特別支援学級数は、特殊学級数を示す。

\*<sup>3</sup>帯広市教育基本計画……帯広市の教育・文化・スポーツに関する基本的な指針で、第六期総合計画の分野計画であり、教育基本法で規定されている、教育の振興のための施策に関する基本的な計画。

**II 市立小中学校を取り巻く現状**

また、中学校では、昭和 62 年度のピーク時において、通常学級 13 学級以上の学校が 14 校中 9 校 (64.3%) ありましたが、平成 28 年度には、14 校中 3 校 (21.4%) となり、学校の小規模化が進んでいます。

【図表 2：小学校の規模等】

区 分		平成 8 年度	平成 18 年度	平成 28 年度
学校数 (校)		25	26	26
学級数 (学級)		396	360	368
	うち特別支援学級数 (学級)	16	3	98
通常学級	1～5 学級 (校)	2	3	2
	6～11 学級 (校)	3	5	11
	12～18 学級 (校)	15	17	12
	19～24 学級 (校)	3	—	1
	25 学級以上 (校)	2	1	—

※平成 18 年度までの特別支援学級数は、特殊学級数を示す。

P4

【図表3：中学校の規模等】

区 分		平成8年度	平成18年度	平成28年度
学校数(校)		15	15	14
学級数(学級)		190	172	169
	うち特別支援学級数(学級)	9	16	45
通 常 学 級	1～2学級(校)	—	—	—
	3～8学級(校)	4	4	5
	9～11学級(校)	2	3	4
	12～18学級(校)	10	8	5
	19学級以上(校)	1	—	—

※平成18年度までの特別支援学級数は、特殊学級数を示す。

(参考)

学校教育法施行規則において、～(省略)

### 3 通学区域の現状

本市の通学距離は、～(省略)

### 4 学校施設の現状

小中学校校舎の多くは、～(省略)全体の6割以上(25校)を占めています。

P5

【図表3：中学校の規模等】

区 分		平成8年度	平成18年度	平成28年度
学校数(校)		15	15	14
学級数(学級)		190	172	169
	うち特別支援学級数(学級)	9	16	45
通 常 学 級	1～2学級(校)	—	—	—
	3～8学級(校)	4	4	5
	9～12学級(校)	4	4	6
	13～18学級(校)	6	7	3
	19学級以上(校)	1	—	—

※平成18年度までの特別支援学級数は、特殊学級数を示す。

(参考)

学校教育法施行規則上、～(省略)

### 3 通学区域の現状

通学距離は、～(省略)

### 4 学校施設の現状

小中学校校舎の多くは、～(省略)全体の60%以上(25校)を占めています。

<p>P6</p>	<p><b>第3章 より良い教育環境を目指して</b></p> <p><b>1 より良い教育環境を目指すために必要な視点</b></p> <p>小規模校の場合は、～（省略）人間関係が深まりやすいことなどのメリットが挙げられます。一方で、人間関係が固定化することや集団活動に影響することなど学校規模そのものに起因する課題があります。</p> <p>大規模校の場合は、～（省略）学校全体での組織的な指導体制を組みやすいことなどのメリットが挙げられます。一方で、～（省略）学年内・異学年間の交流が不十分になることなど学校規模そのものに起因する課題があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>視点：適正な学校規模の確保</b></p> <p>学校の役割は、<u>児童生徒が知識や技能を習得すること</u>だけでなく、～（省略）</p> </div>	<p><b>Ⅲ より良い教育環境を目指して</b></p> <p><b>1 より良い教育環境を目指すために必要な「学校規模」という視点</b></p> <p>小規模校の場合は、～（省略）人間関係が深まりやすいなどのメリットが挙げられます。一方で、人間関係が固定化することや集団活動への影響など学校規模そのものに起因する課題があります。</p> <p>大規模校の場合は、～（省略）学校全体での組織的な指導体制を組みやすいなどのメリットが挙げられます。一方で、～（省略）学年内・異学年間の交流が不十分になるなど学校規模そのものに起因する課題があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>適正な学校規模という視点</b></p> <p>学校の役割は、<u>子どもたちが知識や技能を習得する</u>だけでなく、～（省略）</p> </div>
<p>P7</p>	<p><b>2 適正な学校規模の基準</b></p> <p>④平成 28 年 4 月に～（省略）児童生徒の 8 割及び保護者の 9 割以上から、～（省略）</p> <p>*1 複式学級……<u>2つの学年の児童または生徒を1つに編制した学級のこと。</u></p>	<p><b>2 適正な学校規模の基準</b></p> <p>④平成 28 年 4 月に～（省略）児童生徒及び保護者の 8 割以上から、～（省略）</p> <p>*1 複式学級……児童生徒の人数で、2 つ以上の学年を 1 つに編制する学級のこと。</p>

<p>P8</p>	<p><b>第4章 適正な学校規模を確保するための取り組み(学校規模の適正化)</b></p> <p>児童生徒にとってより良い教育環境を確保するため、小規模校（見込みも含む）は、<u>1 及び 2</u>の取り組みにより解消を図ります。また、状況に応じて、複数の組み合わせや<u>3の取り組み</u>についても検討します。</p> <p>なお、大規模校への対応については、「<u>第2章 市立小中学校を取り巻く現状</u>」を踏まえると、～（省略）</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>上記、1 及び2の取り組みでは小規模校の解消が困難な場合は、<u>小規模校のデメリットを緩和</u>するため、次の取り組みについても検討します。</p> <p><b>(1)小規模特認校の指定拡大の検討</b></p> <p><u>農村地域</u>で特色ある教育を実践する<u>小規模特認校</u>の指定拡大について検討します。</p>	<p><b>IV 適正な学校規模を確保するための取り組み(学校規模の適正化)</b></p> <p>児童生徒にとってより良い教育環境を確保するため、小規模校（見込みも含む）の場合は、次の取り組みにより解消等を図ります。また、状況に応じて、複数の組み合わせを講じることを検討します。</p> <p>なお、大規模校への対応については、II 市立小中学校を取り巻く環境を踏まえると、～（省略）</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>上記、1 及び2の取り組みでは、小規模校の解消が困難な場合は、より良い教育環境を確保するため、次の取り組みを検討します。</p> <p><b>(1)小規模特認校の指定拡大の検討</b></p> <p>小規模校の特色ある教育を実践する特認校の指定拡大について検討します。</p>
<p>P9</p>	<p><b>第5章 学校規模の適正化の検討を進めるうえで配慮すべき事項</b></p> <p>そのため、学校規模の適正化は、次の事項について配慮して進め、<u>児童生徒の負担軽減</u>を図るとともに、～（省略）</p> <p><b>1 児童生徒への配慮</b></p> <p>学校の雰囲気や通学距離、通学時間など、様々な環境変化が児童生徒に影響を与えるものと考えられます。児童生徒の行動や表情など、小さな変化を見落とさずに心のケアを行うなど十分に配慮します。</p> <p>また、特別な支援を必要とする児童生徒は、環境の変化への適応が難しい場合もあることから、今後も引き続き、合理的配慮の提供に努めます。</p>	<p><b>V 学校規模等の適正化の検討を進めるうえで配慮すべき事項</b></p> <p>そのため、学校規模の適正化は、次の事項について配慮して進め、子どもたちの負担軽減を図るとともに、～（省略）</p> <p><b>1 児童生徒への配慮</b></p> <p>学校の雰囲気や通学距離、通学時間など、様々な環境変化が児童生徒に影響を与えることになると考えられます。児童生徒の行動や表情など、小さな変化を見落とさずに心のケアなど十分な配慮が必要です。</p> <p>また、特別な支援を必要とする児童生徒は、環境の変化への適応が難しい場合もあることから、今後も引き続き、合理的配慮の提供に努めていくことが必要です。</p>

P9	<p><b>2 保護者への配慮</b>  保護者は、学校規模の適正化が子どもたちに与える様々な環境の変化に関心を寄せています。  そのため、～（省略）理解を得られるよう配慮します。</p> <p><b>3 地域住民(地域コミュニティ)への配慮</b>  一方、地域住民は学校規模の適正化が地域に与える様々な環境の変化に関心を寄せています。適正化により、地域住民によっては、活動できる学校が遠くなることも考えられますが、引き続き、地域ぐるみで子どもたちを支えてもらえるよう学校行事など様々な情報提供などを行いながら、学校が地域コミュニティの核としての役割を果たしていくことが必要です。  そのため、～（省略）子どもたちや学校に対する地域住民の想いと融合を図り、理解を得られるよう配慮します。</p>	<p><b>2 保護者への配慮</b>  保護者の関心事は、学校規模の適正化による様々な環境の変化が子どもたちに与える影響についてと考えます。  そのため、～（省略）理解を得ながら進めることが必要です。</p> <p><b>3 地域住民(地域コミュニティ)への配慮</b>  地域住民の関心事は、学校規模の適正化が地域に与える様々な環境の変化についてと考えます。地域住民によっては、活動できる学校が遠くなることも考えられますが、引き続き、地域ぐるみで子どもたちを支えてもらえるよう学校行事など様々な情報提供などを行いながら、学校が地域コミュニティの核としての役割を果たすことが必要です。  そのため、～（省略）適正化を進めることへの理解を得ながら、子どもたちや学校に対する地域住民の想いと融合を図りつつ進めることが必要です。</p>
P10	<p><b>4 通学距離・通学時間等への配慮</b>  そのため、～（省略）児童生徒がいるため、特段の配慮に努めます。</p> <p><b>5 学校施設整備への対応</b>  学校施設の老朽化が進む中、～（省略）検討をします。</p>	<p><b>4 通学距離・通学時間等への配慮</b>  そのため、～（省略）児童生徒がいるため特段の配慮が必要です。</p> <p><b>5 学級編制への配慮</b>  複式学級や1学年1学級という学級編制を取らざるを得ない場合は、教育上の課題が大きいことから、その影響を最小限に留めるような配慮が必要です。</p> <p><b>6 学校施設整備への対応</b>  学校施設の老朽化が進む中、～（省略）検討が必要です。</p>

P10 6 エリア・ファミリー（幼保小中の連携）の充実  
 学校規模の適正化を進める際は、～（省略）取り組みの充実に努めます。

参考資料

P13 本編の「第2章 市立小中学校を取り巻く現状 1 児童生徒数の推移」において、～（省略）

P14 【図表3：中学校の規模等の将来推計】

区 分	平成 28 年度	平成 33 年度	平成 38 年度	平成 43 年度	
学校数（校）	14	14	14	14	
学級数（学級）	169	157	155	146	
うち特別支援学級数（学級）	45	39	39	36	
通常学級	1～2 学級（校）	—	—	1	2
	3～8 学級（校）	5	6	6	4
	9～11 学級（校）	4	3	3	4
	12～18 学級（校）	5	5	4	4
	19 学級以上（校）	—	—	—	—

※平成 33 年度以降は推計値。

本編の「第2章 市立小中学校を取り巻く現状 2 学校規模（学級数）の推移」において、～（省略）

図表2及び3のとおり、～（省略）

7 エリア・ファミリー（幼保小中の連携）の充実  
 学校規模の適正化を進める際は、～（省略）取り組みの充実に努めるとともに、その活動を広く周知していくことが必要です。

8 適正な学校規模に満たない場合の対応  
 適正な学校規模を確保するための取り組みを行っても、～（省略）教育環境の充実に対する配慮が必要です。

本編の「Ⅱ市立小中学校を取り巻く現状 1 児童生徒数の推移」において、～（省略）

【図表3：中学校の規模等の将来推計】

区 分	平成 28 年度	平成 33 年度	平成 38 年度	平成 43 年度	
学校数（校）	14	14	14	14	
学級数（学級）	169	157	155	146	
うち特別支援学級数（学級）	45	39	39	36	
通常学級	1～2 学級（校）	—	—	1	2
	3～8 学級（校）	5	6	6	5
	9～12 学級（校）	6	5	4	6
	13～18 学級（校）	3	3	3	1
	19 学級以上（校）	—	—	—	—

※平成 33 年度以降は推計値。

本編の「Ⅱ市立小中学校を取り巻く現状 2 学校規模（学級数）の推移」において、～（省略）

図表2、3のとおり、～（省略）